

# アウェイ建築評価ネット株式会社

## 確認検査業務出張費規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるアウェイ建築評価ネット株式会社確認検査業務手数料業務規程（以下手数料規程という。）第11条の規定に基づき、アウェイ建築評価ネット株式会社（以下ABNという。）が実施する確認検査業務に係る出張費等について、必要な事項を定める。

### (出張費の計算方法)

第2条 出張費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の出張費及び交通費等を加味し、本社からの距離に応じて定める。

2 但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、第3条の規程に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味することができる。

### (出張費)

第3条 出張費は、次の表に定めるものとする。ただし、ABNが確認検査業務を効率的に実施できると認める場合又は出張費の額の変更をすることが必要と認める場合に、出張費を減額することができる。

地域区分	出張費等(円)		備 考
	出張費	交通費	
地 域：A	0	0	東京都特別区
地 域：B	1,000	1,000	本社から概ね20kmまでに含まれる区域 (東京都特別区を除く。)
地 域：C	3,000	2,000	本社から概ね20～50kmまでに含まれる区域
地 域：D	7,000	4,000	本社から概ね50～75kmまでに含まれる区域
地 域：E	10,000	10,000	本社から概ね75～100kmまでに含まれる区域
地 域：F	15,000	15,000	本社から概ね100～150kmまでに含まれる区域
地 域：G	15,000	20,000	本社から概ね150～200kmまでに含まれる区域
地 域：H	15,000	25,000	本社から概ね200kmを超える区域

\*出張費は、確認検査員1名につき、上記に定める額とする。

\*交通費は、確認検査員等（補助員を含む。）1名につき、上記に定める額とする。

\*本社からの距離は、直線距離とする。

\*上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

### (出張費の見直し)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

(附則)

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、中間検査又は完了検査の検査日が、平成 28 年 4 月 1 日以降であるものから適用する。

平成 20 年 9 月 1 日制定

平成 23 年 11 月 1 日改定

平成 26 年 3 月 24 日改定

平成 28 年 2 月 18 日改定